表頭「収入済額　Gのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）を合算した額から交付金収入済額（同表の表側「(イ)交付金」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）、市町村たばこ税収入済額（同表の表側「(4)市町村たばこ税」、表頭「収入済額　合計」欄の数をいう。）及び鉱産税収入済額（同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「収入済額　合計」欄の数から同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「収入済額　Gのうち標準税率超過収入済額」欄の数を控除した数をいう。）を控除した額（以下この項において「収入済額」という。）を法定普通税調定済額（同表の表側「1　法定普通税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「1　法定普通税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）と法定目的税調定済額（同表の表側「1　法定目的税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「1　法定目的税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）を合算した額から交付金調定済額（同表の表側「(イ)交付金」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、市町村たばこ税調定済額（同表の表側「(4)市町村たばこ税」、表頭「調定済額　合計」欄の数をいう。）、鉱産税調定済額（同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「調定済額　合計」欄の数から同表の表側「(5)鉱産税」、表頭「調定済額　Cのうち標準税率超過調定額」欄の数を控除した数をいう。）及び特別土地保有税の徴収猶予額（同表の表側「(6)特別土地保有税」、表頭「Cのうち徴収猶予に係る調定済額」欄の数をいう。）を控除した額（以下この項において「調定済額」という。）で除して得た率に100を乗じて得た率（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b　前5年度の収入済額を前5年度の調定済額で除して得た率に100を乗じて得た率（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

c　前4年度の収入済額を前4年度の調定済額で除して得た率に100を乗じて得た率（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

d　前3年度の収入済額を前3年度の調定済額で除して得た率に100を乗じて得た率（小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　次の算式によつて算定した率

算式

(a－96.6)×0.5

算式の符号

a　算式の符号Aの算式の符号aに同じ。

C　測定単位の数値に別表第一(2)のAに定める率を乗じて得た率と同表のBに定める率とを合算した率を測定単位の数値で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を段階補正係数に密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じて得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

10　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

8　市町村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。